平成２６年（フ）第１３８号
兵庫県加古川市尾上町安田785番地　鶴乃苑３号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町北野添２丁目６番72―307号
債務者　杉本　一也
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１９６号
兵庫県姫路市刀出281番地５
債務者　篠田　康広
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２２９号
仙台市太白区金剛沢３丁目７番10号
債務者　大村　亮一
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
宮城県多賀城市伝上山１丁目３番14号
債務者　渡邉　敬一
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２４７号
仙台市太白区袋原字平淵21番地の２　袋原市営住宅２号棟215
債務者　澁谷みい子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２６５号
宮城県岩沼市本町４番31号
債務者　目々澤　稔
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２６９号
仙台市若林区保春院前丁105番地　メゾン・ド・ソレイユ202、従前の住所栃木県宇都宮市御幸町189番地30　フルール御幸306
債務者　郷間　由彦
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２７２号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目22番地の９　パストラルハイツ106
債務者　織田　秀明
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
仙台市宮城野区福室２丁目５番３―506号
債務者　庄司美恵子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第８４号
秋田市旭南１丁目６番26号
債務者　相樂　政子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０号
福島県いわき市平北白土字上平30番地の１　コーポＳ103
債務者　白旗　眞弓（旧姓熊田）
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第１１８号
茨城県水戸市上水戸１丁目10番７号
債務者　渡辺　俊幸
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第７６号
茨城県古河市仁連1492番地６
債務者　畤田　悟巳
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第８０号
茨城県結城郡八千代町大字沼森19番地２
債務者　蓮見　英雄
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第３０４号
千葉県船橋市藤原２丁目６番１棟103号
債務者　細田　文夫
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３１５号
千葉市中央区神明町26番地３　市街地住宅407号
債務者　横山ユキエ
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３２４号
千葉市稲毛区小深町62番地１　ゴールド・サポート小深
債務者　遠藤　幸樹
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３６３号
千葉県八千代市村上1113番地１　３街区23棟404号
債務者　松浦　　宏
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係